甲州市貨物運送事業者に対する燃料価格高騰対策支援金交付要綱

令和5年1月31日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃料価格高騰の影響を受けながらも事業継続に努めている甲州市内における貨物自動車運送事業者に対し、経営を支援し、今後の事業継続を支えるため、甲州市貨物運送事業者に対する燃料価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。 以下「法」という。)第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業をいう。
 - (2) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に定める特定貨物自動車運送事業をいう。
 - (3) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に定める貨物軽自動車運送事業をいう。
 - (4) 貨物自動車運送事業 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業 又は貨物軽自動車運送事業をいう。

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 甲州市内に事業所又は営業所を有し、貨物自動車運送事業を営んでいること。
 - (2) 令和5年1月1日時点で貨物自動車運送事業を行っていて、今後も当該事業を継続する意思があること。
 - (3) 本市の市税に滞納(納税猶予の許可等を受けているものを除く。)がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援金の交付の対象とすることが適当でな

いと認める者を交付対象者としないことができる。

(支援対象車両)

- 第4条 支援金の対象となる車両(以下「支援対象車両」という。)は、使用の本拠が市内であり、かつ、申請日時点で自動車検査証の有効期限内である事業の用に供する車両とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、自動二輪車、小型特殊自動車及び被けん引車は、支援対象車両としない。

(支援金の額)

- 第5条 支援金の額は、次に掲げる区分ごとに交付対象者の使用する支援対象車両 の台数に当該区分に応じ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。
 - (1) 一般貨物自動車運送事業の用に供する車両 5万円
 - (2) 特定貨物自動車運送事業の用に供する車両 5万円
 - (3) 貨物軽自動車運送事業の用に供する車両 3万円

(交付の申請)

- 第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、甲州市貨物運送事業者支援金申請書兼誓約書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて令和5年3月20日までに、市長に提出しなければならない。
 - (1) 甲州市貨物運送事業者支援事業車両内訳書(様式第2号)
 - (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可書又は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
 - (3) 支援対象車両の自動車検査証の写し
 - (4) 支援金の振込を受ける金融機関の通帳の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容及び関係書類を審査し、支援金の交付を決定したときは、申請者に対し支援金を交付するものとする。
- 2 市長は、前条の規定による申請に対し交付を行わないことを決定したときは、 申請者にその旨通知するものとする。
- 3 支援金の交付は、一交付対象者につき1回限りとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各 号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取消し、既に交付した支 援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 支援金の交付を受けることが不適切と認められる事実があったとき。
 - (2) 支援金の交付を受けるに当たって不正な行為があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金を交付することに関し、必要な事項 は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規 定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。